



子供の我まゝ

和田 實

子供が我まゝで困ると云ふことは何處の家庭からも聞くことの出来る訴へで殊に少しエネルギーの強い子供の親御からは尙更度々聞かされる小言で御座います。教育家は是を以て父兄や家庭の不規律不秩序が自然之を生ぜしめたかの様に云つて子供を我まゝにしたのは其保護者の責任であるといふと一口に云ふものですが、多くの人は「子供の我まゝ」と云ふものは長い間に他より仕向けられた習慣の結果幼児に向つて附與せられたもの、様に考へて居る様です。併し我輩は是を疑ふです。何故疑ふかと云ふに若し果して我まゝと云ふものが自然に外界より附與されるものならば此附與の始ら

ぬ所の初生児は少しの我まゝ氣のない最もよき子供でなければならぬ筈であります。然るに事實は之に反對で凡そ世の中に我まゝなものと云つて幼児程我まゝなものが他にありませうか、腹が減つて来れば往來であらうとよその家であらうと御構ひなく泣き立てるし。出ものはれもの處さらはずで小便と大便とは御座敷となく懷中となく御飯の時でも御客様の前でも決して遠慮なく憚る所なくやつてのける。其我まゝさ加減は逆も話になつたものではない、幼児と云ふものは是程我まゝであるのに人が之に注意しないで單に少しく大きくなつた子供丈に就いて我まゝ呼はりするのはちと晩まきな小言の様に思はれる。「うちの子は小さい時には誠におとなしい子であつたが年と共に段々我まゝになつて行つて此頃では私の云ふことなどは一寸とも聞きませぬ」とは能くきく母親の愚痴であるが此子果して小さい時に我まゝでなかつたらうか、怪しいものである。我輩は思ふ。子供は我

儘なものである。我まゝが當然である。若し生れた當時に一寸の我まゝもない様な小供が此世界にあるならば其子は確かに遠からず此世界を辭す可きものであると思ふ、唯此まゝは怒すことの出来る我まゝで幼児の發育上必要な我まゝであるから世人も別段氣に止めない譯であらう。併し氣に止める止めないはこつちのこと子供の我まゝは矢張り我まゝなのであるから、我まゝは持つて生れた子供の性分で之を如何ともすることは出来ない筈であります。従つて幼児の健康で活潑ならんことを願ふならば幼児をして充分に此本性を發揮せしむることが必要でありませう。其證據には幼児に然したる干涉や制肘をしない所謂家庭教育の届かないと云はれる所の子供は概して壯健で活潑で敏捷であります、生中從順は教育の根本であるなど、八釜しく子供をいぢめる處の家庭には氣の弱い何かと云ふと尻込をする子供が多い様です。そこで我輩は幼児になり代つて世の父兄方に希く

は暫く幼児の我まゝを許容せられんことを懇願して置きます。

斯く言ふと世の父兄方は云ふかも知れん。初生児の我まゝは余之を許さん然れど其暫くとは一体何時迄のことか」と誠に尤もな詰問である、幼児の我まゝは或程度迄は當然許さる可きものではあるが幼児ならぬ兒童の我儘は決して許す可きものではない兒童にして、我まゝであるならば遂には放逸な人となるに違ひない、放逸はエネルギーの亂費する所以であつて決して成功の元素ではない、そして其人は自我的利己的の人で社界的協同的人でなくなつてしまふに違ひないから是は大に注意せねばならぬ、且又兒童にして我まゝであるならば其子は最早陶冶性の大半を失つて居るものであるから斯る子供に對しては教育の効力が頗る制限されるに極つて居る。そこで兒童には何うしても從順の徳性を養つて置かなければならぬ。併し此從順の習慣の必要が生ずる少し前迄は決して從

順な徳性を強制する必要がない。否強制してはならぬものである。是が幼児教育と通常の教育との差異のある所で幼児教育者が往々他の教育者から攻撃を受くる所以である、が攻撃者は教育の形式的目的が時に應じて進んで行くことと云ふ所に注意しなかつたのであるから仕方がない、そこで幼児教育が進んで行つて漸次兒童の従順性を養ひなければならぬ時が来た際に之を適當に誘導しなかつたならば何うであるかと云ふと前にも云つた通り夫れこそ法のつかぬ厄介物となつてしまふに違ない。即ち幼児の生活を働は漸次多方面に擴張するのであるから放任して置いた日には其我儘もまた多方面に擴張して來るに極まつて居る。前にも云つた或母は小供を捕まへて此頃だん／＼我まゝになること云つたが何を知らん其子供は矢張依然たる昔日の子供で決して昨日や昨日に新に我まゝになつたのではなくて唯昔の我まゝが一般活動の發展するに連れて共に擴張して來たに過ぎないのである。

故に幼児教育者は幼児が發達して幼稚園に通つたり小學校に行く様になつたらば今度は其我儘を規制して従順な習慣を養つて遣らなければならぬ。

●九千萬圓の郵便貯金 本年九月二十八日現在の全國郵便貯金の總額は八千九百九十五萬三千六百三十五圓、預ケ人員七百六十六萬五千七百七十六人と云ふ既往未會有の巨額に上り、其一人當りの金額は平均一圓七十三錢を示めり、而して此趨勢を以て進歩せば明治四十一年の末には一億圓を破るに至るべきか、兎に角視すべき現象と云ふべし。

●砂糖消費額の増加 明治二十八年より同三十四年に至る七ヶ年間の本邦砂糖消費高は平均一ヶ年四億七千三百餘萬斤なりしが、三十五年より三十七年に至る三ヶ年同には平均四億七千七百餘萬斤となりて漸次増加の趨勢を示めし、之れを人口に配當すれば二十八年乃至三十二年の五年間には一人平均一ヶ年の消費額約十斤なりしも、三十三年乃至三十七年の五ヶ年間に平均十一斤の消費額を見るに至りたりと云ふ之れ疑もなく國民生活程度の昂進を示めす一種の徵證なり。

◎萬人の誤り易き十個條

譯もなき議論や事物にも讓與せぬこと、萬人の好惡を一定の模範に入れようと努むること、若き人に判斷を任ずること、人間社會で意見の一致を求めようとすること、正不正を自分勝手立脚點から立て、それによりて他の人をも判斷すること、己れの行動に完全を求むること、何の得る處もなき事件に自らも憤み、他人をも煩はすこと、己れが隣人に十分手の届くべき僅かの親切を盡さぬこと、他人の虚弱に對して何の同情も容赦も無きこと、吾人が如何に首を捨りても到底なし得ぬ事を考へること。